

令和5年3月に海難審判所で言い渡された裁決44件が、ホームページに掲載されました(令和5年5月)

区分	海難審判所(東京) 2件3隻	地方海難審判所(函館3、仙台2、横浜7、神戸11、広島5、門司5、長崎6、那覇3) 42件 56隻
海難種類(件)	衝突1、乗揚1 計2件	乗揚16、衝突15、衝突(単)6、死傷等3、施設等損傷2 計42件
関係船舶(隻)	遊漁船2、旅客船1 計3隻	プレジャーボート18、貨物船17、漁船12、遊漁船4、旅客船2、油送船2、その他1、 (プレジャーボート:モーターボート17、水上オートバイ1) 計56隻
死傷者(人)	死亡1、行方不明なし、 負傷3 計4人	死亡なし、行方不明なし、負傷15 計15人

上記のうち、海難審判所(東京)の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 千葉県大原漁港沖合で航行中の遊漁船と漂泊中の遊漁船とが衝突した事例

大原漁港南東方沖合で、航行中の遊漁船と漂泊中の遊漁船とが衝突し、釣り客1人が死亡した

② 香川県羽佐島沖合で、旅客船が干出岩に乗り揚げて沈没した事例

羽佐島北西方沖合で、旅客船が干出岩に乗り揚げて沈没し、旅客3人が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 遊漁船A(17トン) 遊漁船B(4.99トン) 衝突事件

(千葉県大原漁港南東方沖合で、航行中の遊漁船と漂流中の遊漁船とが衝突し、釣り客1人が死亡した)

【海難概要】 大原漁港南東方沖合において、遊漁船A(17トン、1人乗組、釣り客9人乗船)が、釣り場に向けて航行中、遊漁船B(4.99トン、1人乗組、釣り客2人乗船)が、遊漁のため漂流中、A船の船首がB船の左舷船尾部に衝突し、B船の釣り客1人が死亡した

【航法の適用】海上衝突予防法(予防法)第38条及び第39条が適用される

- ・衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である予防法が適用される
- ・予防法には航行中の船舶と漂流中の船舶の関係について規定した条文がないことから、**同法第38条及び第39条の船員の常務**が適用される

【発生日時】

令和3年5月20日
09時42分半少し過ぎ

【発生場所】

千葉県大原漁港南東方沖合

【死傷者】

B船: 死亡1人(釣り客)

【損傷等】

A船: 船首部船底外板に
破口を伴う擦過傷
B船: 船尾部外板の欠損、
船尾部マストの折損等、廃船処理

《原因等》 大原漁港南東方沖合において、A船が航行中、B船が漂流中、

A船: **見張り不十分**で、前路で漂流中のB船を避けなかった(主因)

船長は、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、**見張りを十分に行うべきであった**

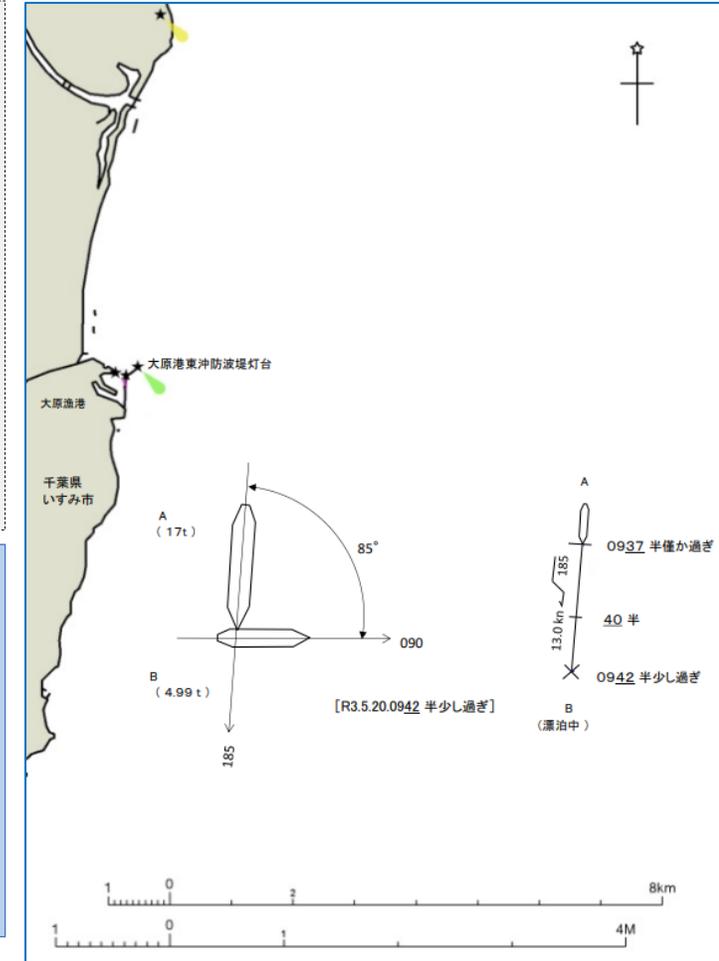
B船: **見張り不十分**で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

船長は、遊漁を行いながら漂流する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、**見張りを十分に行うべきであった**

《背景》

A船長: 前方を一見して他船を見掛けなかったことから、**前路に航行の支障となる他船はいないもの**と**思っていた**

B船長: 窓から顔を出したまま**釣り客の様子を見ることに気をとられていた**



【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士→1か月業務停止
 (B船) 船長: 小型船舶操縦士→戒告

《懲戒》

海難防止への
インフォメーション

② 旅客船A(19トン) 乗揚事件

(香川県羽佐島北西方沖合で、旅客船が干出岩に乗り揚げて沈没し、旅客3人が負傷した)

【海難概要】 羽佐島北西方沖合において、旅客船A(19トン、2人乗組、旅客60人乗船)は、遊覧の目的で航行中、岩黒島橋の橋脚間に存在するオソワイ浅所の干出岩に乗り揚げ、旅客3人が負傷し、A船は沈没して、のち廃船処理された

【発生日時】 令和2年11月19日 16時40分
【発生場所】 香川県 羽佐島北西方沖合
【死傷者】 負傷3人(旅客)
【損傷等】 船尾部船底外板に亀裂、船内に浸水して沈没、廃船処理

(関連情報)

- ・旅客は、修学旅行中の生徒と、引率教員等であった
- ・A船長は、当初、与島、羽佐島、岩黒島及び櫃石島の西方沖合を北上する経路を遊覧の予定経路としていた
- ・A船に備えられたGPSプロッターは、0.5海里レンジ以下の拡大表示に切り替えると、オソワイ浅所を表示することができた
- ・A船長は、GPSプロッターを1.5海里レンジとしていた
- ・A船長は、引率教員が岩倉島東部のようすを生徒に説明しているのを聞き、予定経路を変更して、同島東方沖合を北上することを思い立った
- ・A船長は、オソワイ浅所の存在を知らなかった

《原因等》 羽佐島北西方沖合において、遊覧の目的で航行中、予定経路を変更する際、

◎ **水路調査が不十分で、オソワイ浅所に向首進行した**

船長Aは、針路を向けることとした目標橋脚間の水路事情を知らなかったのだから、浅所に乗り揚げることのないよう、減速してGPSプロッター画面の表示を切り替え目標橋脚間の水域の水深を確認するなど、水路調査を十分に行うべきであった

《背景》 ・A船長は、過去にA船とほぼ同じ大きさの漁船が目標橋脚間の水域を航行しているのを見た記憶から、自船も航行することができるものと思っていた

【受審人】 **《懲戒》**
(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 1か月業務停止

